

議案第84号

静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第1（2）清水日本平運動公園の庭球場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

利用区分	単位	金額
一般	1面1利用区分帯につき	1,220円
生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	860円

別表第1（2）清水日本平運動公園の庭球場の利用料金の限度額の表備考中4を6とし、3を5とし、同備考2中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- （1）高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- （2）幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

別表第1（2）清水日本平運動公園の庭球場の利用料金の限度額の表備考に次のように加える。

7 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第1（3）清水清見瀧公園ア体育館（ア）施設利用の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

（ア）施設利用の利用料金の限度額

利用区分			時間区分	午前	午後 1	午後 2	夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	
専 用 利 用	体 育 館 ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 又 は レ ク リ エ ー シ ョ ン に 利 用 す る 場 合	一般	3,120円	2,080円	2,080円	6,240円	
		生徒等及び 70歳以上の 者	2,190円	1,460円	1,460円	4,380円	
		その他の場合	15,600円	10,400円	10,400円	31,200円	
	多目的室	一般	750円	500円	500円	1,500円	
		生徒等及び 70歳以上の 者	540円	360円	360円	1,080円	
個 人 利 用	当 日 券	一般	270円	270円	270円	330円	
		生徒等及び 70歳以上の 者	140円	140円	140円	170円	
	整 理 券	一般	1人1回1時間につき 150円				
		生徒等及び 70歳以上の 者	1人1回1時間につき 80円				

別表第1(3)清水清見潟公園ア体育館(ア)施設利用の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1(3)清水清見潟公園イ室内プールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 室内プールの利用料金の限度額

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	
		午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	
専用 利用	一般	1 コースにつき 3,150円	1 コースにつき 4,200円	1 コースにつき 3,150円	
	生徒等及び70歳以上の者	1 コースにつき 1,590円	1 コースにつき 2,120円	1 コースにつき 1,590円	
個人 利用	当日券	一般	410円	410円	410円
		生徒等及び70歳 以上の者	210円	210円	210円
	回数券	一般	回数券 (12回券) 4,100円		
		生徒等及び70歳 以上の者	回数券 (12回券) 2,100円		

別表第 1 (3) 清水清見潟公園イ室内プールの利用料金の限度額の表備考 3 中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第 1 (3) 清水清見潟公園ウのトレーニング室の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

ウ トレーニング室の利用料金の限度額

時間区分 利用区分		午前	午後 1	午後 2	夜間
		午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
当日券	一般	270円	270円	270円	330円
	生徒等及び70歳 以上の者	140円	140円	140円	170円
回数券	一般	回数券 (11回券) 2,700円			
	生徒等及び70歳 以上の者	回数券 (11回券) 1,400円			
整理券	一般	1 人 1 回 1 時間につき 150円			
	生徒等及び70歳 以上の者	1 人 1 回 1 時間につき 80円			

別表第 1 (3) 清水清見潟公園ウのトレーニング室の利用料金の限度額の表備考 2 中「生徒

等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第3（3）清水日本平運動公園の球技場ア施設利用の表中

「

		生徒等	46,200	52,800	39,600	99,000	92,400	138,600	13,200	13,200
			円	円	円	円	円	円	円	円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	252,080	252,080	294,100	504,170	546,190	798,280	63,000	98,030
			円	円	円	円	円	円	円	円
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	21,980	25,120	18,840	47,100	43,960	65,940	6,280円	6,280円
			円	円	円	円	円	円		
		生徒等	15,400	17,600	13,200	33,000	30,800	46,200	4,400円	4,400円
			円	円	円	円	円	円		

を

」

「

		生徒等	46,200	52,800	39,600	99,000	92,400	138,600	13,200	13,200
		及び70歳以上の者	円	円	円	円	円	円	円	円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	252,080	252,080	294,100	504,170	546,190	798,280	63,000	98,030
			円	円	円	円	円	円	円	円
入場料	アマチュア	一般	21,980	25,120	18,840	47,100	43,960	65,940	6,280円	6,280円
			円	円	円	円	円	円		

に

料 を 徴 収 し な い 場 合	ア ポ ツ 利 用 す る 場 合	ス 生 徒 等 及 び 70 歳 以 上 の 者	15,400 円	17,600 円	13,200 円	33,000 円	30,800 円	46,200 円	4,400円	4,400円
---	---	---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	--------

」

改め、同表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第3（4）清水桜が丘公園ア庭球場の表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 庭球場

利用区分	単位	金額
一般	1面1利用区分帯につき	1,040円
生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	740円

別表第3（4）清水桜が丘公園ア庭球場の表備考中4を6とし、3を5とし、同備考2中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

別表第3（4）清水桜が丘公園ア庭球場の表備考に次のように加える。

7 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用料金を支払った回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して清水清見潟公園のトレーニング室を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1の規定に基づく公園施設の利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。